

2. 福祉用具専門相談員指定講習の内容について

2.1 福祉用具専門相談員指定講習の概要

2.1.1 目的

- 指定講習の主な受講対象は、介護分野の知識・技術を持たない学生や一般の方々を想定しています。指定講習のカリキュラムは、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学び、福祉用具専門相談員としての第一歩を踏み出すことができることを目的としています。
- 指定講習はあくまで福祉用具専門相談員としてのファーストステップとして位置付けられているものであり、指定講習修了後も、実際の介護現場や福祉用具貸与事業所等の現場での実務を通じての学び(On the Job Training。以下「OJT」という。)等を通じ、知識・技術を継続的に修得することが必要です。指定講習の受講・修了で終わらせるのではなく、継続的な知識・技術の修得、自己研鑽の重要性を含め、指導をお願いいたします。

2.1.2 対象(受講要件)

- 受講資格の制限は特にありません。2.1.1 にも記載のとおり、指定講習のカリキュラムは、介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶことに重点を置いておりますので、当該目的をご理解のうえ、本講習を実施してください。
- 主な対象としては、福祉用具貸与・販売事業所等で「福祉用具専門相談員」として従事することを希望される方が想定されますが、福祉用具について詳しく学びたい方、福祉分野への就職を希望される方などの受講を妨げるものではありません。
- また、福祉用具に関する知識を有している国家資格保持者(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士及び義肢装具士)は、指定講習を受講しなくとも「福祉用具専門相談員」として福祉用具貸与・販売事業所等で従事することは可能ですが、これらに該当する方でも、福祉用具について専門的・体系的に学びたい方の受講を妨げるものではありません。従って、国家資格を持つ方が受講した場合も、修了評価の実施及び修了証の交付を実施してください。

2.1.3 実施方法

- 開催形式は、対面の集合形式、オンライン形式いずれも可能であり、受講者の受講負担等を考慮し、各指定講習事業者において自由に設定することができます。ただし、受講者が各科目の到達目標に示す知識・技術等を十分に修得可能な方法を検討のうえ実施してください。
- 演習を含む科目については、講師一名につき、受講者が概ね 50 名を超えない程度とされていますが、効果的な進行のため、科目の内容や受講者数を踏まえて 1 グループあたりの人数を設定し、必要に応じて演習をサポートするファシリテーター等の配置も検討してください。

- 全ての科目の受講完了後、筆記の方法による修了評価を実施してください。修了評価は試験の合否を判定するものではなく、あくまで受講者の理解度や到達目標に対する達成状況を評価するものです。詳細は以下、「2.3 修了評価について」を参照してください。

2.1.4 時間数と日程

- 時間数は令和7年度より計 53 時間とされています。なお、53 時間の講習とは別に、筆記の方法による「修了評価」を1時間程度実施する必要があります。修了評価については、「2.3 修了評価について」をご参照ください。
- 53 時間のプログラム構成は、7～8日程度での開催を想定していますが、指定講習事業者において自由に設定することが可能です。ただし、各科目の目的や関係性、到達目標を十分に理解したうえで、介護分野の知識・技術を持たない受講者が到達目標に示す知識・技術等を修得できるようなプログラム構成を検討してください。
- 開催日程についても、受講者の受講しやすさ等を考慮して、指定講習事業者において自由に設定可能です。また、科目によって集合形式とオンライン形式を組み合わせることも構いません。
 - 週1回(1日)×7～8週に分けて実施
 - 週2回(2日)×4週に分けて実施
 - 平日 7 日間連続で実施 など

2.1.5 カリキュラムの全体構成

- 指定講習カリキュラムの全体構成は図表 2-1 のとおりです。
- 演習を含む科目では、受講者の能動的かつ双方向的な学習による知識修得や、サービス提供時の実務の基礎につながる演習を実施してください。

※福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムについて

令和7年4月以降の新カリキュラムについて、見直しの背景や目的、主な変更点等について指定講習事業者、担当講師向けの説明動画を用意しています。本指導要領と併せてご確認ください。

<動画(指定講習事業者、担当講師向け)>

- 令和7年4月以降の新カリキュラムの概要

(令和6年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの適切な実施に向けた調査研究事業」成果物)

<https://www.youtube.com/watch?v=eonUZJckorM>

(全国福祉用具専門相談員協会 トップページ > ふくせんとは > 調査研究事業 > 令和6年度)

図表 2-1 カリキュラムの全体構成(概要)

科目	形式	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		2時間
福祉用具の役割	講義	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	講義	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識		4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	講義	(2時間)
介護サービスにおける視点	講義	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		16.5時間
からだところの理解	講義	<u>(6.5時間)</u>
リハビリテーション	講義	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	講義	(2時間)
介護技術	講義・ 演習	(4時間)
住環境と住宅改修	講義・ 演習	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術		17.5時間
福祉用具の特徴	講義・ 演習	(8時間)
福祉用具の活用	講義 ・演習	(8時間)
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	講義 ・ 演習	<u>(1.5時間)</u>
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習		13時間
福祉用具の供給とサービスの仕組み	講義	<u>(3時間)</u>
福祉用具による 支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	講義 ・ 演習	<u>(10時間)</u>

53時間

※下線・太字の箇所が令和7年度より追加・変更された点